

## 刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託基本仕様書

### 1 目的

刈谷駅前線（以下「カリマチ ストリート」という。）や、刈谷駅北地区広場（以下「きたくる広場」という。）を活用した刈谷駅周辺のにぎわい創出に向けた土台作りが進んできている。また、刈谷駅周辺エリアプラットフォーム（以下「エリアプラットフォーム」という。）において、「想いがつながり いつでも みんなの顔がみえる まち」をエリアのビジョンとして掲げている。ビジョンの実現に向けた取組として、商店街や周辺企業、地域住民等と連携してイルミネーションイベントを行い、本市の魅力を市内外に発信することで、刈谷駅周辺におけるまちの回遊性及びエリアの価値を高め、にぎわいを生み出し、更なるまちの活性化に寄与することを目的とする。

刈谷駅周辺エリアプラットフォームとは、市の玄関口である刈谷駅周辺エリアにおいて、更なる魅力や活気、にぎわいの創出によるエリア価値の向上を図るため、行政だけでなく民間企業や団体、個人等といった様々な人材が集まってまちの将来像（ビジョン）の実現に向けた取組を行う団体です。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託

#### (2) 設置場所

刈谷駅周辺（別紙2「位置図」参照）を基本とし、別紙3「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会 PR 及び南北連絡通路工事の実施に伴う留意事項」に留意の上、発注者との協議により決定する。

#### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) イルミネーションイベント名

かりやストリートイルミネーション2026

#### (5) 点灯期間及び点灯時間

##### ア 点灯期間

令和8年10月31日から令和9年1月31日まで

## イ 点灯時間

午後5時から午後11時までを基本とするが、日没時間を考慮し、発注者と協議の上決定するものとする。

## 3 業務内容

### (1) イルミネーションのデザイン及び実施計画書等の提出

別紙4「電源位置図」を参考にイルミネーションのデザインを作成し、発注者と協議の上、デザインに基づく実施計画書（平面図、断面図及び構造図等）を提出すること。

また、道路占用許可申請等の添付書類（位置図、占用物件一覧表、完成予想イメージ図、平面図、保安設備図等）を発注者へ提出（管理者への申請は発注者により行う）すること。なお、イルミネーション設置から撤去までの道路使用許可申請については受注者によって行うものとする。

### (2) イルミネーション機器等の部材調達

発注者が所有するイルミネーション機器等（別紙5「保有機器リスト」参照）を使用すること。また、故障、破損等を含み、追加でイルミネーション機器等が必要な場合は、翌年度以降の継続的な運用を見据えた上で、受注者において購入又はレンタルで調達すること。

### (3) イルミネーションの施工

実施計画書に基づき、イルミネーション機器等を設置すること。

### (4) 点灯期間中におけるイルミネーション機器等の維持管理

点灯期間中における日常点検を実施し、イルミネーション機器等の維持管理を適切に行うこと。

### (5) イルミネーションの撤去

点灯期間終了後、イルミネーション機器等を撤去し、設置場所における原状復旧作業を行うこと。また、発注者が用意する保管場所（別紙6「倉庫位置図」参照）へイルミネーション機器等の運搬・収納を行うこと。

### (6) 企画イベントの開催

点灯期間中に点灯式、フォトコンテスト及び関連イベント（以下「企画イベント」という。）を開催すること。関連イベントについては、期間中1回は

実施するものとし、発注者へ提案すること。

(7) 関係団体等との連携

別紙2に示す区域内において、同時期にイベント等の実施を予定している商店街組織や関係機関及び企業団体等と連携を図ること。

(8) 広報・宣伝業務

ア 企画イベントを周知するため、4(7)アに示すポスター及びチラシをデザインし、印刷を行うこと。

イ 公式SNS(公式X、Instagram)の更新を行うこと。

(9) 資金等の調達

企業等協賛金及びフォトコンテスト賞品(以下「資金等」という。)の調達やその方法を検討し、発注者と協議の上実施すること。

(10) 実績報告書及び保有機器リストの更新

業務実施後、記録写真等を含む実績報告書を提出すること。また、イルミネーション機器等を購入した場合、又はイルミネーション機器等が故障、破損等した場合は別紙5を更新し、発注者に提出すること。

(11) 不要備品の廃棄

別紙5の更新後、以下の備品を受注者において廃棄すること。なお、廃棄する備品については発注者との協議の上決定するものとする。

ア 不点灯や今後使用することができない備品

イ 保有機器リストに記載されている廃棄予定品

(12) 打合せの実施

上記業務内容に係る事前打ち合わせを、刈谷市役所又は現地にて必要に応じて実施すること。

4 業務実施に係る要件等

業務実施に係る要件等は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザインに関する要件

ア 事業の目的や2026年のスポーツイベント(WBCやFIFAワールドカップ、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会等)を踏まえ、スポーツの持つ躍動性や話題性が感じ

られるデザイン・演出とすること。

イ 点灯・投影・点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、SNS 等で拡散したくなるようなコンテンツを取り入れた提案とすること。

ウ 南北連絡通路北側延伸部十字路中央部にストリートピアノ（別紙7「ピアノ等詳細」参照）を設置することができるデザインとすること。

エ きたくる広場に、点灯期間に合わせて椅子や屋台等のファニチャーが設置される予定のため、最終的なデザインは発注者と協議の上決定するものとする。

オ みなくる広場、南口駅前広場、カリマチ ストリート、きたくる広場に力点をおいたデザイン・演出とすること。

カ 子どもから高齢者まで、幅広い年代の来場者が歩いて楽しく、巡りたくなるようなストーリー性のある提案とすること。

キ デザイン作成に当たっては、著作権に配慮すること。

ク 設置場所及びイルミネーションを設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。

ケ 周辺の景観や環境を把握した上で、高木や水路、公共構造物等を活かした空間の広がり及び全体の統一感を意識すること。また、イルミネーションの配置や照度などについては、周辺の店舗や住宅等に配慮し、昼間の景観に対しても配慮すること。

コ 使用する電飾の球数が30万球以上となるように設計・デザインすること。

## (2) 使用するイルミネーション機器等に関する要件

ア 3(2)の規定に従うこと。

イ アを原則とするが、受注者が保有するイルミネーション機器等を自主的に使用することも可能とする。この場合において、受注者の保有物であることが区別できるよう対応しておくこと。

ウ 電球は原則としてLED電球を使用すること。

エ 追加で電球等の機器を購入する場合は、電球に付属する機器（パワーコード等）も併せて購入し、受注者の備品で賄うことのないようにする

こと。

オ 設置の際は、原則メーカー推奨の方法で行うものとし、やむを得ずメーカー推奨の方法に反する場合は、発注者と協議の上実施すること。

(3) イルミネーション機器等の設置・撤去に関する要件等

ア 歩行者や通行車両、交通標識、沿道の店舗営業等の妨げにならないよう十分に配慮すること。

イ イルミネーションの消灯時においても通行の妨げとならないようにすること。

ウ 点字ブロックの周囲30cm以内及び機能を阻害するものを設置しないこと。

エ 設置・撤去の際は、交通管理者との協議により、交通誘導警備員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること。

オ 歩行者等がイルミネーション機器等に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。

カ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。なお、損傷を与えた場合は発注者に遅滞なく報告の上、受注者において速やかに修復を行うこと。

キ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう受注者の責任のもと十分注意して設置し、延焼や漏電を防止するための安全措置を講じること。

ク 点灯のおおむね1週間前までに発注者立ち合いの下で試験点灯を行い、指摘事項があった場合は、修正の上、再度試験点灯を行うこと。

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

ア イルミネーションに必要な電源設備を確保すること。

イ 別紙4に記載の箇所以外の電源の引き込み（電力会社への申請及び仮設電源工事）に係る工事費は受注者が負担し、契約に係る申請は受注者が行うこと。

(5) 点灯期間中における要件等

ア 点灯時間は、デジタルタイマーでの管理を基本とすること。

イ 点灯期間中にトラブル（電球切れ、故障等）が発生した場合には、発注者に報告の上、受注者において迅速に復旧等の対応を行うこと。また、

荒天時等における危機管理・安全確保に努めること。

(6) 企画イベントに関する要件等

ア 令和8年10月31日に点灯式を実施すること。なお、刈谷アニメ collection 2026 とコラボし、ストリートピアノおよび4(1)エに記載のファニチャーを用いた内容とすること。

イ アの会場はきたくる広場やカリマチ ストリートを基本とすること。  
なお、カリマチ ストリートを用いる場合は、カリマチ ストリートの一部を交通規制し、車道や歩道の一部を利用して実施すること。

ウ 点灯期間中(点灯式当日を除く)は、南北連絡通路北側延伸部十字路中央部にストリートピアノを設置し、使用可能な状態にすること。なお、ストリートピアノの運用については、別紙1「ストリートピアノ運用業務基本仕様書」を参照の上、実施すること。

エ フォトコンテストは、刈谷市の魅力発信やイルミネーションの知名度向上に繋がる方法により実施すること。

オ 受注者は企画イベントの開催に当たり、必要となる物品の手配、会場使用料の負担のほか運営全般を行うこと。

カ 企画イベントは、エリアプラットフォームと連携を図った魅力ある提案とすること。

キ 企画イベントの詳細は、提案内容をもとに発注者と協議の上決定するものとする。

(7) 広報・宣伝業務に関する要件等

ア デザインするポスター及びチラシは以下のとおりとする。なお、納品するデータのサイズはA1(ポスター大)、A2(ポスター小)、A4(チラシ)の3種類とし、各印刷枚数は発注者と協議の上決定するものとする。

(ア) かりやストリートイルミネーション2026の概要及び4(6)

アに示す点灯式を周知するためもの(点灯開始前から掲示)

(イ) 3(6)に示す関連イベントを周知するためもの

(ウ) 4(6)エに示すフォトコンテストを周知するためもの

イ 3(9)により資金等をいただいた企業、団体名等について、4(7)

アに示すポスター及びチラシに明記すること。

ウ SNS 広告やインフルエンサーを起用した情報発信を行うこと。

エ 企画イベントの開催を市内外に広く周知できるよう、エリアプラットフォームと連携し、大学生や高校生世代の視点や発想を積極的に取り入れ、魅力を効果的に伝える情報発信を行うこと。

#### (8) 資金等の調達に関する要件等

ア 協賛金はイルミネーションの追加装飾等に充てるものとし、そのデザインや設置場所は発注者と協議の上決定するものとする。

イ フォトコンテストの賞品は、地域活性化のため、市内を中心とした企業からの協賛を中心に検討すること。

#### (9) その他の要件等

ア 本事業において調達するイルミネーション機器等(レンタル品を除く。)の財産権は、原則発注者に帰属するものとする。

イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て発注者に帰属するものとする。

ウ イルミネーションの施工等に当たっては、発注者と十分に協議すること。

エ 本業務の一部を再委託する場合は、市内事業者の採用に努めること。

オ 受注者は、本事業の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

カ 本事業で使用する全ての設備・装置等について、想定される事故や災害及び欠陥等に起因して生じる対人・対物事故に備え、保険に加入すること。

## 5 その他

本仕様書は、本業務に必要と想定される基本事項を記載したものであり、事業内容等の詳細については、プロポーザルにより企画提案された内容を踏まえ、受注者と発注者が協議の上決定するものとする。